

長野県中学校体育連盟主催大会への地域クラブ活動の参加資格について (R5. 12. 4 版)

1 目的

この基準は、長野県中学校体育連盟（以下長野県中体連）主催大会への参加資格について、必要な事項を定めるものとする。

2 参加申請の条件

◎下記の条件を理解し、しっかりと遵守できる場合とする。

①長野県中体連主催大会の参加を認める条件

- ア 長野県中体連の目的及び永年にわたる活動を理解し、それを尊重すること。
- イ 生徒の年令及び修業年限が我が国の中学校と一致している。（中学校に在籍している中学生であること）
- ウ 地域クラブ活動にあつては、日常継続的（週単位）に代表者もしくは指導資格を有する指導者の指導のもとに、適切に行われていること。また、地域クラブ活動に所属しているクラブ員は日常継続的（週単位）に活動に参加していること。
- エ 地域クラブ活動にあつては、各中央競技団体が定める細則により、該当競技団体に登録・加盟していること。
- オ 地域クラブ活動にあつては、計画的に活動および各競技団体等の大会に出場実績があること。
- カ 平成 31 年 2 月長野県教育委員会が改定した『長野県中学生期のスポーツ活動指針』の「活動基準（適切な休養日と活動時間等）」を原則とする。ただし、多様な態様があり得ることから休養日等の設定については趣旨を逸脱しないこと。
- キ 参加する長野県中学校体育連盟が主催する大会とその予選会となる大会において、競技役員や審判など運営上必要な事項に積極的に関与すること。
- ク 地域クラブ活動で大会に参加した場合、同じ競技で学校が設置する部活動での大会参加は認めない。その逆も同様である。

②長野県中体連主催の大会に参加した場合に守るべき条件

- ア 各競技大会実施要項および、出場する競技種目の大会申し合わせ事項等に従うとともに、大会の円滑な運営に協力すること。
- イ 大会参加に際して、地域クラブ活動においては、責任ある代表者・指導者が生徒を引率すること（引率細則は適用する）。また、万一の事故発生に備え、選手・指導者等が傷害保険等に加入するなどして、万全の事故対策を立てておくこと。
- ウ 大会参加費について、負担をすること。
- エ 団体競技における地域クラブ活動での出場は 1 チームのみとする。
- オ 長野県中体連に加盟していない学校の生徒及び他県の生徒がチームに所属している場合は、長野県中学校体育連盟への加盟金として 1 人 200 円をおさめること。

③参加を認めない場合

- ア 認定申請および参加申込に際して、参加条件に虚偽の内容が判明した場合は、参加を認めない。
- イ 以下の同大会期間中での移籍をしての参加は認めない。
 - ①中学校体育連盟主催の夏季大会（各地区中学校総合体育大会、長野県中学校総合体育大会、北信越中学校総合競技大会、全国中学校体育大会）
 - ②中学校体育連盟主催の新人大会（長野県中学校新人体育大会）（夏季大会から新人大会の移籍は可能であるが、日本中体連競技部細則で年度内の移籍を認めていない競技は原則として移籍できない）
- ウ 地域クラブ活動の複数団体合同チーム編成は認めない。

3 参加の申請 詳細は別紙「地域クラブ活動の参加申請の留意点」を参照

- ア 参加申請はオンラインまたは郵送で行う。
- イ 申請は年度ごとの更新とする。申請の締め切りは前年度の 2 月中旬までに申請すること。また、出場が認められた地域クラブ活動は当年度 4 月末日までクラブ員の変更・追加ができる。また、参加を辞退する場合は 4 月末日までに出場辞退届を提出する。新人大会のみ参加の団体及び冬季大会に参加を希望する団体は 7 月末日までに申し込む。新人大会・冬季大会のクラブ員の変更・出場辞退は 8 月中旬まで可能とするが、大会申込み〆切がこの期日より早い競技は申込み締め切り日までとする。

4 参加の決定

- ア 参加申請書提出後、長野県中学校体育連盟各競技専門部、および地区中学校体育連盟（校長会）にて書類等を審査し、長野県中学校体育連盟理事会にて参加の可否を決定し、長野県教育委員会および長野県中学校校長会への報告を経て、結果を通知する。

5 付則 本基準は令和 4 年 1 0 月 2 7 日から実施する。

令和 5 年 1 2 月 4 日一部改訂